

令和2年4月27日

市内小・中・義務教育学校 保護者 様

長浜市教育委員会  
教育長 板山 英信

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業期間の延長について

平素は、本市教育に対しましてご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月9日（木）から5月6日（水）まで感染症拡大防止のための臨時休業としておりましたが、県内の感染状況を踏まえ、この取り組みを令和2年5月31日（日）まで延長します。

つきましては、各ご家庭とも様々なご事情があることと推察いたしますが、お子様とご家族の健康と安全を守るため、ご理解とご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間（延長期間）

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）

※期間につきましては、今後の状況等により変更することがあります。ご了承ください。

2 お子様の休業中の過ごし方について

①不要不急の外出は控え、自宅で過ごすことを基本としてください。

②学校から提示される課題に取り組むよう見守りをお願いします。

③休校期間中のお子様の健康状態について十分把握してください。

- ・37.5℃の発熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合は、帰国者・接触者相談センター（長浜保健所）に電話で相談のうえ指示に従っていただくとともに、学校にもご連絡ください。

3 学校からの連絡について

・学校からの連絡は、基本的にメール配信、各校ホームページにて行います。

・子どもたちの学習支援や生活、健康状況確認のために、ポストイン、登校日の設定、個別懇談、家庭訪問、電話連絡等、各学校の状況に応じて行います。

4 臨時休業期間中の一時預かりについて

引き続き実施をいたしますが、対象は以下の通りとします。子どもへの感染防止の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

○対象

- ・小学1～3年生の児童で、保護者が医療従事者等の社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合